

海外療養費を請求される方へ

名古屋市東区武平町五丁目1番地
ナオリ健康保険組合

被保険者及び被扶養者が海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地で治療を受けた場合には、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。

この海外療養費の請求に関しては下記のとおりですのでよく読んで申請ください。

支給される範囲

健康保険で保険診療として認められた治療について支給が受けられます。

次のような場合は支給の対象外となります。

- (例)
- ・美容整形手術
 - ・高価な歯科材料や歯列矯正
 - ・治療を目的に海外渡航し、治療を受けたとき
 - ・交通事故やけんかななどの第三者行為や不法行為に起因する病気・けが

支給される金額

日本国内で同様の病気やけがで治療を受けた場合を基準にして算定されます。

※算定した額の7割相当額が支給されます。

①算定した額 > 病院で支払った額 = 病院で支払った額の7割相当額

②算定した額 < 病院で支払った額 = 算定した額の7割相当額

②の場合、支給額が大幅に少なくなることがあります。

申請及び提出書類

- ・療養費支給申請書
- ・診療内容明細書（様式A（医科）、様式C（歯科））
- ・領収明細書（様式B）
- ・領収書

※診療内容明細書、領収明細書および領収書（受診者名、日付、金額が明確に記載されたもの）は原本を提出ください。

※診療内容明細書および領収明細書は必ず医師に記載・署名をもらってください。

また、医療機関印も併せて押印を依頼してください。

（医療機関印の押印が難しい場合は、当組合までご連絡ください。）

※診療内容明細書および領収明細書は原則、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに記載を依頼してください。

※海外の医療機関で診療内容明細書および領収明細書を医師に記載してもらうのに費用が掛かる場合が考えられますが、その費用は申請者の負担となります。

※診療内容明細書および領収明細書にはそれぞれ別添の邦訳を添え、翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載し、押印ください。申請者本人が邦訳しても構いません。

また、同じ方が領収書も邦訳してください。こちらの様式は問いません。

※医療費の支払いをした日の翌日から数えて2年を経過すると時効により申請できません。

不明な点は、ナオリ健康保険業務課（TEL052-618-5517）までお問い合わせください。